

通所リハビリテーション利用料金

令和3年8月1日改正

(1) 通所リハビリテーション費：6時間以上7時間未満

介護保険制度では、要介護認定による要介護の程度及び負担割合証によって、通所リハビリテーション費や加算料金が異なります。（2割負担の方は2倍、3割負担の方は3倍の料金となります。）

介護度	利用者負担金額
	1割負担の場合
要介護1	710円/日
要介護2	844円/日
要介護3	974円/日
要介護4	1,129円/日
要介護5	1,281円/日

(2) 加算料金（2割負担の方は2倍、3割負担の方は3倍の料金となります。）

項目		利用者負担金額	概要
		1割負担	
入浴介助加算	I	40円/日	入浴サービスを利用された場合に加算されます。
	II	60円/日	身体状況、浴室環境などを踏まえ入浴計画を策定。計画に基づき介助を行った場合に加算されます。
リハビリテーション提供体制加算		24円/日	リハビリテーション専門職が、人員に関する基準よりも手厚い体制の場合に加算されます。
リハビリテーションマネジメント加算 (A)	イ	560円/月：開始日から6月以内 240円/月：開始日から6月超	利用者ごとのリハビリテーション実施計画の進捗状況を定期的に評価。新規利用者は1月以内に居宅を訪問し、計画を策定し利用者又はその家族にリハビリテーション計画の説明を行うなど、所定の基準を満たした場合に加算されず。
	□	593円/月：開始日から6月以内 273円/月：開始日から6月超	上記（イ）に加え厚生労働省にリハビリに関するデータの提出とフィードバックを受けた場合に加算されます。
リハビリテーションマネジメント加算 (B)	イ	830円/月：開始日から6月以内 510円/月：開始日から6月超	利用者ごとのリハビリテーション実施計画の進捗状況を定期的に評価。新規利用者は1月以内に居宅を訪問し、計画を策定し医師が利用者又はその家族にリハビリテーション計画の説明を行うなど、所定の基準を満たした場合に加算されます。
	□	863円/月：開始日から6月以内 543円/月：開始日から6月超	上記（イ）に加え厚生労働省にリハビリに関するデータの提出とフィードバックを受けた場合に加算されます。
短期集中個別リハビリテーション実施加算		110円/日	退院日又は認定日から3月以内に、個別にリハビリを実施した場合に加算されます。
認知症短期集中リハビリテーション加算 (I)		240円/日	1週間に2日を限度として個別にリハビリを実施し、リハビリテーションマネジメント加算 (A) 又は (B)

			を算定していることを条件に加算されます。
認知症短期集中リハビリテーション加算(Ⅱ)	1,920円/月		1月に4回以上リハビリを実施し、リハビリテーションマネジメント加算(A)を算定していることを条件に加算されます。
生活行為向上リハビリテーション実施加算	1,250円/月	開始日から6月以内	利用者の生活行為の内容の充実を図るための目標を踏まえ、所定の基準を満たしてリハビリテーションを実施した場合に加算されます。
若年性認知症利用者受入加算	60円/日		若年性認知症利用者の受け入れについて加算されます。
栄養改善加算	200円/回		管理栄養士を中心に低栄養状態の改善を目的に個別に栄養相談等の栄養管理を実施し必要に応じ居宅の訪問を行う場合に加算されます。(1月2回を限度)
栄養アセスメント加算	50円/月		管理栄養士を配置し、多職種が共同してアセスメントを実施し利用者または家族に対して説明。又、利用者ごとの栄養状態等の情報を厚生労働省へ提出。栄養管理に当該情報を活用した場合に加算されます。
口腔機能向上加算	I	150円/回	口腔清掃の指導、摂食・嚥下機能に関する訓練の実施した場合に加算されます。(1月2回を限度)
	Ⅱ	160円/回	口腔清掃の指導、摂食・嚥下機能に関し口腔機能改善管理指導計画書等の情報を厚生労働省へ提出しサービス実施にあたって情報を有効かつ適切に活用し訓練を実施した場合に加算されます。(1月2回を限度)
重度療養管理加算	100円/日		要介護度4又は5であって、手厚い医療が必要な状態の場合に加算されます。
口腔・栄養スクリーニング加算	I	20円/回	利用開始時及び6か月ごとに口腔健康状態及び栄養状態について確認を行い介護支援専門員へ情報提供した場合に算定されます。
	Ⅱ	5円/回	栄養士等が栄養スクリーニングを行い、介護支援専門員に栄養状態に係る情報を文書で提供した場合に加算されます。
中重度ケア体制加算	20円/日		月4回以上ご利用で、利用者ごとのリハビリテーション実施計画の進捗状況を定期的に評価。新規利用者は1月以内に居宅を訪問し、計画を策定した場合に加算されます。
送迎を行わない場合	-47円/日		送迎を行わない場合、片道につき47円減額されます。
移行支援加算	12円/日		通所リハビリを終了した者が、一定程度通所介護に行き、状況確認しリハビリテーション計画書を提供した場合に加算されます。
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	22円/日		介護職員のうち、70%以上が介護福祉士の場合に加算されます。
科学的介護推進体制加算	40円/月		利用者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他利用者の心身の状況に係る基本的な情報を厚生労働省へ提出している場合
介護職員処遇改善加算	{(介護サービス費と加算料金の合計額)×34÷1,000}円/月		
介護職員等特定処遇改善加算	{(介護サービス費と加算料金の合計額)×20÷1,000}円/月		

(3) 食費(昼食) 650円/回

(4) 紙おむつ、尿取りパッド等の代金 実費

(5) 送迎代(通常の事業の実施区域外の送迎) 50円/km

介護予防通所リハビリテーション利用料金

令和3年8月1日改正

(1) 介護予防通所リハビリテーション費

介護保険制度では、要支援認定による要支援の程度及び負担割合証によって介護予防通所リハビリテーション費や加算料金が異なります。(2割負担の方は2倍、3割負担の方は3倍の料金となります。)

介護度	利用者負担金額
	1割負担の場合
要支援1	2,053円/月
要支援2	3,999円/月

(2) 加算料金(2割負担の方は2倍、3割負担の方は3倍の料金となります。)

項目		利用者負担金額	概要
		1割負担の場合	
運動器機能向上加算		225円/月	理学療法士等が作成した運動器機能向上計画に基づき、適切なサービスの実施、定期的な評価と見直し等の一連のプロセスを実施した場合に加算されます。
栄養改善加算		200円/月	管理栄養士を中心に、利用者の低栄養状態の改善等を目的として、栄養食事相談等の栄養管理を実施し必要に応じ居宅の訪問を行う場合に加算されます。(1月2回を限度)
栄養アセスメント加算		50円/回	管理栄養士を配置し、多職種が共同してアセスメントを実施し利用者または家族に対して説明。又、利用者ごとの栄養状態等の情報を厚生労働省へ提出。栄養管理に当該情報を活用した場合に加算されます。
口腔機能向上加算	I	150円/月	口腔清掃の指導、摂食・嚥下機能に関する訓練の実施した場合に加算されます。
	II	160円/月	口腔清掃の指導、摂食・嚥下機能に関し口腔機能改善管理指導計画書等の情報を厚生労働省へ提出しサービス実施にあたって情報を有効かつ適切に活用し訓練を実施した場合に加算されます。(月に2回を限度)
口腔・栄養スクリーニング加算	I	20円/回	利用開始時及び6か月ごとに口腔健康状態及び栄養状態について確認を行い介護支援専門員へ情報提供した場合に算定されます。
	II	5円/回	管理栄養士等が栄養スクリーニングを行い、介護支援専門員に栄養状態に係る情報を文書で提供した場合に加算されます。
生活行為向上リハビリテーション実施加算(新設)		562円/月：開始日から6月以内(1割負担) 利用者の生活行為の内容の充実を図るための目標を踏まえ、所定の基準を満たしてリハビリテーションを実施した場合に加算されます。	
選択的サービス複数実施加算	I	480円/月	運動機能向上、栄養改善、口腔機能向上の各サービスを実施した場合に組み合わせにより加算されます。
	II	700円/月	

長期間利用の 介護予防リハ ビリテーショ ンの適正化	要支援1	—20円/月	利用を開始した日の属する日から起算して12月を 超えた期間に利用した場合に減算されます。
	要支援2	—40円/月	
科学的介護推進体制加算		40円/月	利用者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症 の状況その他利用者の心身の状況に係る基本的な情 報を厚生労働省へ提出している場合加算されます。
サービス提供 体制強化加算 (I)	要支援1	88円/月	介護職員のうち、介護福祉士が70%以上の場合に加 算されます。
	要支援2	176円/月	
介護職員処遇改善加算		{(介護サービス費と加算料金の合計額) × 34 ÷ 1,000} 円/月	
介護職員等特定処遇改善 加算		{(介護サービス費と加算料金の合計額) × 20 ÷ 1,000} 円/月	

(3) 食費(昼食) 650円/回

(4) 紙おむつ、尿取りパッド等の代金 実費

(5) 送迎代(通常の事業の実施区域外の送迎) 50円/km